

令和7年度

所沢市放課後児童クラブ

入所のしおり

放課後児童クラブは、毎年度申込が必要です。ご注意ください。

令和7年4月1日からの当初利用申し込みは、

令和6年11月11日(月)から11月25日(月)18時30分までです。

令和7年度の変更点

①就労証明書様式の変更

国から示されている標準様式に合わせて様式を変更しました。

保育園入園用に用意した就労証明書の写しを利用可能になりました(逆も可能)。

②新規開設クラブ

- ・安松小学校区新クラブ (令和7年4月1日 新規開設予定)・・・6ページ
- ・美原小学校区新クラブ (令和7年4月1日 新規開設予定)・・・6ページ

申請書一覧(市HP)



入所案内(市HP)



所沢市 こども未来部 青少年課
所沢市並木1-1-1 市役所高層棟2階
TEL.04-2998-9103(直通)

目次

■ 児童クラブの利用等について	・・・ 1
■ 入所の申込みについて	・・・ 2
■ 提出が必要な書類	・・・ 3
■ 入所選考について（選考基準）	・・・ 4
■ 放課後児童クラブ一覧	・・・ 6
■ 新規開設クラブについて	・・・ 6
■ 放課後児童クラブの保育料等	・・・ 8
■ よくある質問	・・・ 9
■ 入所の取り消しについて	・・・ 10

■児童クラブの利用等について

■放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施する事業です。

■休所日

日曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日） ・ 特に市長が認めた日

■開所時間

(1) 平日 … 下校時 ～ 18時30分

(2) 土曜日 … 8時00分 ～ 18時30分

(3) 学校休業日 … 8時00分 ～ 18時30分

・ 学校休業日とは…春、夏、冬休み、開校記念日等のこと。土曜日は含まない。

・ 延長保育について

(1)(3)については、緊急対応として午後7時まで延長が可能です。(有償)

各クラブの独自事業として実施しています。料金等は各クラブにお問合せください。

■感染症流行等により、学校・学年・学級閉鎖になった場合

学校等閉鎖は感染を防ぐことが目的であるため、当該児童はクラブを利用できません。

閉鎖期間中は、ご家庭での保育をお願いします。

ただし、登校後に閉鎖になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。

その場合、早急に保護者か保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■臨時休校となった場合の対応

自然災害等で学校が臨時休校になる場合は、休校の目的を踏まえて、原則ご家庭での安全確保をお願いします。

ただし、登校後に臨時下校になった場合は、当日に限りクラブで一時的に受け入れる場合もあります。

その場合、早急に保護者か保護者に代わる方がお迎えに来てください。

■急病等の処置

クラブの活動時間中にお子様が急病等になった場合は、状況に応じて保護者に連絡します。

その際は、速やかなお迎えをお願いいたします。なお、緊急度合により病院へ搬送する場合があります。

■クラブをお休みする場合

・ 仕事の都合や急病等でクラブを休む場合は、必ず保護者からクラブに連絡してください。

・ 保護者の仕事等がお休みの日は、原則としてクラブは利用できません。

・ 休所に対する保育料の日割り・減免はありません。

■帰宅方法について

クラブから帰宅する際は、原則として保護者がお迎えに来てください。また、クラブ活動中の個人的な外出は、児童の安全を確保できないことから、原則認めていません。

■入所の申込みについて

令和7年度の入所期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日です。

令和6年度中にクラブに入所・保留の状態でも、**申込みは年度毎に必要**です。

■当初入所申込期間

令和6年11月11日(月) から 11月25日(月) 18時30分 まで

- ・ 申込期間を過ぎても随時受け付けますが、優先順位が低くなります。
- ・ 上記の申込期間は、令和7年4月入所希望の方が対象です。
5月以降の入所希望は、上記期間後にクラブにその旨を伝えて申込みしてください。

■申込書配布場所・時間

令和6年11月1日(金)から配布・ホームページに公開します。

- ・ 青少年課 8時30分 から 17時15分まで (土・日・祝休日を除く)
- ・ 生活クラブ 9時00分 から 18時30分まで (日・祝休日を除く)
- ・ 児童クラブ 11時00分 から 18時30分まで (日・祝休日を除く)

■申込場所

入所を希望するクラブに直接お申込みください。市役所青少年課では提出できません。

申込の受付時間は上記の生活クラブ・児童クラブの配布時間と同様です。

書類の確認や簡単な聞き取り等があるので、郵送での申込みは原則不可とします。

県外在住等、やむを得ず郵送で提出を希望する場合はクラブにご相談ください。

※申込期間内【**令和6年11月25日(月) 18時30分必着**】なのでご注意ください。

■入所要件

入所に当たっては、次の条件をどちらも満たすことが必要です。

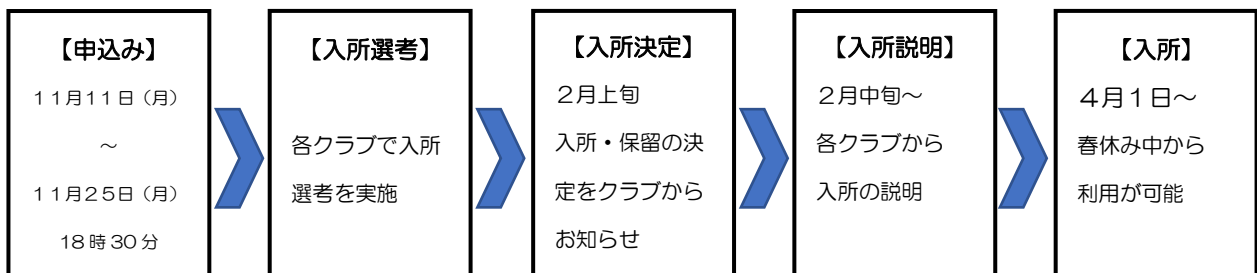
- ・ 市内に在住 又は 市内の小学校に在学している児童であること。
- ・ 日中に保護者が不在であること。(3P「申込事由」及び下記参照)

【具体例】・会社等に就労している。	・就職のために学校に通学している。
・ 自営労働に専従していて保育ができない。	・ 怪我や病気、障害のため保育ができない。
・ 親族等を介護していて保育ができない。	等

※育児休業取得中は「日中不在」扱いになりません。

■申込から入所までの流れ

【4月入所・当初申込の場合】



■提出が必要な書類（①～④をご用意ください）

①入所申込書

該当するクラブの入所申込書をご提出ください。

②児童状況書

- ・出身保育園・性格・平熱・アレルギー等についての調書です。
- ・身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳、支援級就学の決定通知や慢性的な病気・発達上の問題等で診断書をお持ちの児童は、その写しを添付してください。
- ・通勤時間は入所選考に用います。虚偽のないよう、自宅から職場の最短距離で記入してください。

③自宅案内図 ※兄弟であれば、原本1部の他はコピーで提出可能。

- ・クラブから自宅までの略図を記入し、クラブから自宅までの経路を朱線で示してください。

④就労等を証明する書類 ※兄弟であれば、原本1部の他はコピーで提出可能。

申込事由	提出が必要な書類 (申込事由により提出が必要な書類が異なります)
就労	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労証明書（すべての方）</u> ※記載から3か月以内有効 <ul style="list-style-type: none"> + 自営業の場合：「法人の登記事項証明書」「確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」等の写し + 所定労働時間の定めが無い場合は、直近3か月の就労状況がわかるシフト表等 ・<u>保育士、幼稚園教諭、保育教諭として市内の認可保育園、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所に就労している方</u> <ul style="list-style-type: none"> + 保育士証又は保育士登録事務センターの申請受付、幼稚園教諭免許、保育教諭免許の写し ・<u>放課後児童支援員及び補助員として市内の放課後児童クラブに就労している方</u> <ul style="list-style-type: none"> + 就労証明書備考欄にその旨を記載 ・<u>生活保護受給世帯</u> + 『生活保護受給証明書』 <p>・就労先が複数ある場合は、全ての就労証明書を提出してください。</p>
就学 (就職のための通学)	<ul style="list-style-type: none"> ①『状況書』（別紙5） ②在学証明書 又は 合格通知の写し ③時間割など学校の終了時刻が確認できる書類
疾病	<ul style="list-style-type: none"> ①『状況書』（別紙5） ②医師の診断書 ※原則、半年以内に記載されたものが有効 (診断名だけでなく、<u>児童の保育ができない旨</u>が記載されたものが必要) コピー可
障害	身体障害者・精神福祉・療育手帳の写し
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ①『状況書』（別紙5） ②医師の診断書（コピー可） 又は各種手帳・介護保険被保険者証の写し ③介護・看護のスケジュール表
求職活動	『誓約書』（別紙6-1） ※生活保護世帯は + 『生活保護受給証明書』 (就職内定中で証明書の交付が受けられない場合は、内定通知書および募集要項など就労条件のわかるものの写し)
出産	母子手帳の写し（出産予定日及び保護者氏名が確認できる部分）

※上記の申込事由に該当しない方は、青少年課までお問合せください。

■入所選考について

各クラブの定員・受入可能数を超えた場合は、市の「所沢市立児童館生活クラブ運営基準」「所沢市立児童クラブ運営基準」に定める入所選考基準に基づき、各クラブにて入所選考を行います。

以下の【基本指数】と【調整指数】の合計数が高い方から入所を決定します。

(基本指数は、世帯の中で最も低い保護者の指数で選考します。)

■基本指数

区分		現況	指数
①就労 (A+B)	A 勤務日数	月 20 日以上 (週 5 日以上)	10
		月 16 日以上 20 日未満 (週 4 日以上)	9
		月 12 日以上 16 日未満 (週 3 日以上)	7
		月 12 日未満	4
	B 終業+通勤時間	18 時 01 分 ~ 18 時 30 分	10
		17 時 31 分 ~ 18 時 00 分	9
		17 時 01 分 ~ 17 時 30 分	8
		16 時 31 分 ~ 17 時 00 分	6
		16 時 01 分 ~ 16 時 30 分	4
		15 時 31 分 ~ 16 時 00 分	3
		15 時 01 分 ~ 15 時 30 分	2
	15 時 00 分まで	1	
	②就労(その他)	内職、ポスティングなど出来高払いの業種	10
③介護・看病	自宅外介護・看護(施設入所・長期入院等は除く)	①に順ずる	
	自宅内介護・看護	16	
④疾病	入院療養中	20	
	自宅療養中(常時臨床)	20	
	自宅療養中(その他)	18	
⑤障害	『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』1/2級 又は、療育手帳A/A/B	20	
	『身体障害者手帳』又は『精神障害者保健福祉手帳』3級 又は、療育手帳C	18	
⑥出産	出産の場合	18	
⑦災害	震災、風水害、火災、その他の災害により自宅が損壊し、長期にわたり復旧にあたる場合	23	
⑧その他	求職中(ひとり親世帯に限る)	15	
	求職中(上記以外)	7	

※①就労(A+B)の通勤時間は、児童状況書に記載されている時間とします。

※一人が複数の区分に該当する場合でも、適用は1区分とし、指数が高いほうを採用します。ただし、「①就労」と「③介護・看病」に該当する場合のみ、介護・看病に費やす日数・時間を就労に加算したものを基本指数とします。

■調整指数

項目	現況	指数	
児童の学年	1年生	11	
	2年生	8	
	3年生	6	
	4年生	3	
	5年生	2	
	6年生	1	
世帯状況	両親不在世帯（基本指数は祖父母等で判定）	3	
	ひとり親世帯	2	
	単身赴任世帯（6ヶ月以上）	1	
在宅親族の有無	在宅の親族（成人）がいない（1～3年生）	1	
生活保護世帯	生活保護受給世帯（就労による自立支援につながる場合）	1	
障害の有無	障害がある児童（1～3年生）	5	
	障害がある児童（4～6年生）	4年生	3
		5年生	2
		6年生	1
兄弟姉妹	兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む）で同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	1	
保護者	育児休業を終了した場合	1	
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員及び補助員として、所沢市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブに就労（資格取得予定、勤務予定含む。）	1	
その他	その他の事情で、児童の保育を特に考慮しなければならない場合	適宜	

※「生活保護世帯」は、「基本指数」の『①・②・⑧（求職中）』該当者のみとします。

※「兄弟姉妹」については、兄弟姉妹のうち、兄と姉に該当する児童全員に加点します。

※「障害がある児童」とは、次のいずれかに該当する児童です。

- ①身体障害者手帳又は療育手帳を所持する児童
 - ②専門機関による障害児であることの証明を有する児童
 - ③特別支援学校小学部又は特別支援学級に通学する児童
- （①～③いずれも証明書類の提出が必要です）

※入所申込人数が多いクラブは、下記ルールで入所・保留の順位を決定します。

入所辞退等の理由で受入が可能になった場合、保留家庭には下記の順番でお声掛けいたします。

<p>■令和6年度中</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当初申込期間中申込者の点数順 ②当初申込期間外申込者の申込順 	<p>■令和7年度中</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申込者の点数順に並び替える （申請時期は影響しません）
---	---

■放課後児童クラブ一覽

■児童館生活クラブ（児童館生活クラブとは、児童館の中で実施する放課後児童クラブのことです。）

名称	所在地	電話番号	定員	対応小	運営事業者
ひばり児童館生活クラブ	北有楽町 26 番 21 号	2926-8669	60 名	明峰	(株)明日葉
こばと児童館生活クラブ	小手指町一丁目 28 番地の 3	2924-3065	60 名	北中	(公財)埼玉 YMCA
つばめ児童館生活クラブ	久米 783 番地の 1	2922-0410	80 名	南	(株)コマーム
つばき児童館生活クラブ	山口 5057 番地	2923-6155	70 名	椿峰・山口	(株)明日葉
すみれ児童館生活クラブ	若狭一丁目 2996 番地の 5	2949-3826	40 名	若狭	(福)光輪会
さくら児童館生活クラブ	並木八丁目 3 番地	2998-5912	60 名	中央	(学)マルハ学園
わかば児童館生活クラブ	和ヶ原三丁目 266 番地の 2	2948-3222	40 名	林	(株)コマーム
まつば児童館生活クラブ	上安松 952 番地の 2	2995-0995	62 名	松井	(株)明日葉
みどり児童館（本館）生活クラブ	緑町一丁目 8 番 3 号	2928-8414	80 名	北	(株)コマーム
みどり児童館（別館）生活クラブ	緑町三丁目 16 番 7 号	2928-8826	120 名	清進・北	(株)コマーム
やなぎ児童館生活クラブ	東所沢四丁目 16 番地の 4	2944-8819	58 名	柳瀬	(福)法水会

・児童館は一般の児童・生徒も利用する施設です。

★北小学校の児童はみどり児童館（本館）とみどり児童館（別館）が利用できます。

利用を希望する館に、直接ご提出ください。（以前までと運用が変わったのでご注意ください。）

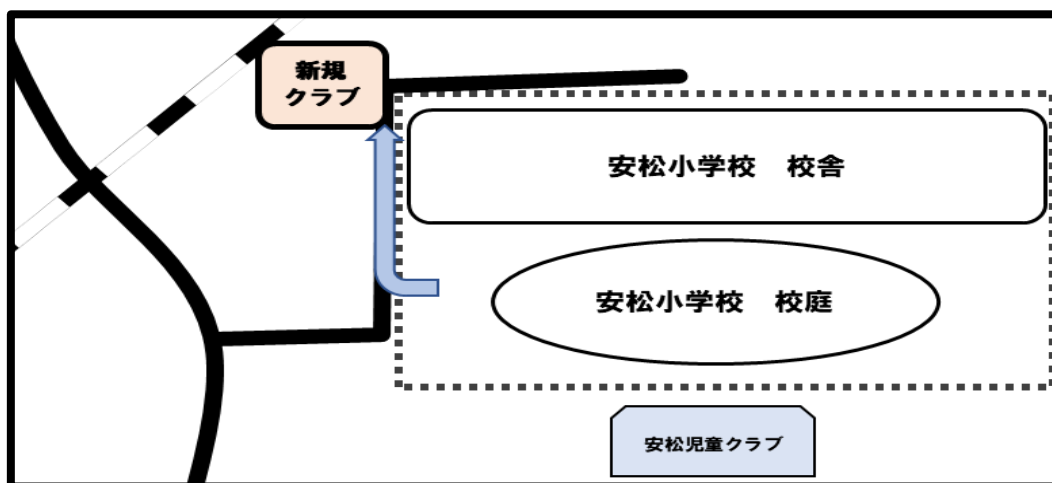
■安松小学校区 新規開設クラブについて

令和7年4月1日から安松小学校区に新規クラブを開所します。

令和7年度入所申込書の提出は安松児童クラブ（下安松 839 番地の 2）にご提出ください。

新施設名称：所沢市児童クラブ 安松いろえんぴつクラブ

新施設住所：所沢市下安松 7 5 3 - 8 （西側正門から約 50m 徒歩 1 分程度）



新施設地図



※美原小学校区に令和7年4月1日から新規に開所する予定のクラブについての情報は、本しおり作成時点で未確定です。市HPを随時更新してお知らせしますのでご確認ください。



■児童クラブ

名称	所在地	電話番号	入所者数 《参考 R6》	対応小	運営事業者
所沢児童クラブ	元町7番37号	2922-7389	77名	所沢	(福)わか竹会
第二所沢児童クラブ	星の宮一丁目6番12号	2921-6181	144名	所沢	(福)わか竹会
ひまわり	寿町10番8号	2968-5355	55名	所沢	(株)ひまわり
KIRACCO 所沢	星の宮一丁目1番10号	2936-8050	66名	所沢・南	(株)がくどう舎
ひだまりみなみ	南住吉10番20号	2937-6377	39名	南	(特非)所沢市学童クラブの会
北秋津ゴロニャンクラブ	くすのき台二丁目20番地の6	2994-2116	42名	北秋津	(特非)所沢市学童クラブの会
北秋津児童クラブ	北秋津623番地	2995-1945	107名	北秋津	北秋津児童クラブの会
明峰児童クラブ	北有楽町26番20号	2922-0413	62名	明峰	(株)明日葉
荒幡児童クラブ	荒幡514番地の1	2924-4803	72名	荒幡	(株)明日葉
仲栄児童クラブ	中新井一丁目784番地の1	2942-4101	63名	仲栄	(特非)所沢市学童クラブの会
わくわくクラブ	美原町三丁目2971番地の5	2990-8066	44名	仲栄・美原	労働者協同組合 WCO たすけあい輪っはっは
美原児童クラブ	並木五丁目1番地	2995-2656	67名	美原	(学)マルハ学園
第二美原児童クラブ	並木五丁目1番地	2993-6235	70名	美原	(学)マルハ学園
※美原新規児童クラブ	未定	未定	40名予定	美原	未定
並木児童クラブ	並木六丁目2番地	2995-6010	56名	並木	(特非)所沢市学童クラブの会
中央児童クラブ	並木八丁目1番地6-112	2995-0971	22名	中央	(特非)所沢市学童クラブの会
松井児童クラブ	上安松407番地の2	2998-4949	55名	松井	(特非)所沢市学童クラブの会
若松児童クラブ	下新井1231番地の2	2992-0341	56名	若松	(特非)所沢市学童クラブの会
安松児童クラブ	下安松839番地の2	2944-5761	75名	安松	(特非)所沢市学童クラブの会
安松いろえんぴつクラブ	下安松753-8	2994-6753	40名程度	安松	(特非)所沢市学童クラブの会
サクラタウン児童クラブ	東所沢和田三丁目31番地3	2945-1822	40名	安松・和田	(株)角川クラフト
和田児童クラブ	東所沢和田一丁目39番地	2944-9823	67名	和田	(特非)所沢市学童クラブの会
牛沼児童クラブ	牛沼21番地	2994-8800	75名	牛沼	(特非)所沢市学童クラブの会
KIRACCO	東所沢二丁目16-11BS ビル1階	2937-4099	46名	東所沢・和田・牛沼	(株)がくどう舎
東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目29番地の5	2944-4032	60名	東所沢	(福)法水会
第二東所沢柳瀬児童クラブ	東所沢二丁目33番地の9	2945-4450	67名	東所沢	(福)法水会
富岡児童クラブ	下富647番地の5	2943-2788	77名	富岡	(株)コマーム
西富児童クラブ	岩岡町715番地の2	2924-5488	76名	西富	(株)コマーム
中富小児童クラブ	中富1004番地の1	2942-7801	61名	中富	(株)コマーム
小手指児童クラブ	小手指元町二丁目28番地の8	2948-1321	84名	小手指	(株)がくどう舎
KIRACCO 小手指	小手指元町三丁目16番地の10	2941-2884	47名	小手指	(株)がくどう舎
KIRACCO Sunny	小手指南三丁目12番地6	2937-5509	39名	小手指	(株)がくどう舎
KIRACCO Ami	小手指町四丁目4-5 出浦第五ビル101	2936-9123	41名	北野	(株)がくどう舎
北野児童クラブ	北野二丁目4番地の1	2947-4439	62名	北野	(株)がくどう舎
上新井すぎのこクラブ	上新井五丁目45番地の45	2925-3175	79名	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会
第二上新井児童クラブ	上新井五丁目36番地の13	2968-6120	75名	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会
YMCA キッズクラブ	小手指町一丁目39番地の11	080-7254-5401	80名	上新井・北中	(公財)埼玉 YMCA
山口児童クラブ	山口1981番地の1	2926-4787	45名	山口	(特非)所沢市学童クラブの会
泉児童クラブ	山口657番地	2925-4444	111名	泉	(株)明日葉
ASHITA∞キッズ所沢泉小前	山口647-4	2922-6955	35名	泉	(株)明日葉
椿峰児童クラブ	小手指南五丁目20番地の1	2949-0627	72名	椿峰	(特非)所沢市学童クラブの会
三ヶ島児童クラブ	三ヶ島三丁目1416番地の9	2948-7578	48名	三ヶ島	(特非)所沢市学童クラブの会
若狭児童クラブ	若狭四丁目2496番地の5	2948-2547	64名	若狭	(特非)所沢市学童クラブの会
林児童クラブ	和ヶ原三丁目99番地の5	2949-1923	46名	林	(特非)所沢市学童クラブの会
宮前児童クラブ	東狭山ヶ丘六丁目2792番地	2926-8327	75名	宮前	(特非)所沢市学童クラブの会

■放課後児童クラブの保育料等

■保育料

月額 10,000 円

- ・ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に同一のクラブに入所する場合、2人目以降は月額5,000円になります。
- ・ 月の利用日数が少ない等の場合も保育料の日割りはありません。また、クラブを休所した場合でも、保育料が発生します。
- ・ 支払い方法はクラブによって異なります。クラブにお問合せください。

■傷害保険料

年額 1,000 円 程度 (クラブによって異なります。)

■その他費用

おやつ代や延長保育料等、独自事業の費用として、別途料金を集める場合があります。

■低所得世帯に対する保育料の減免について

市では、低所得世帯等の保育料を減額又は免除しています。

減免を受けるためには、申請が必要です。詳細は、市ホームページや入所決定通知に同封する減免制度に関する案内をご覧ください。

世帯区分	減免する額	減免判定の基となる課税年度
市区町村民税非課税世帯	全額	4月～6月分保育料 : 前年度の課税状況
市区町村民税のうち、 所得割額が1万円未満の世帯	半額	7月～翌3月分保育料 : 該当年度の課税状況
生活保護受給世帯	全額	

- ・ 「世帯区分」は、月の初日における世帯状況で判断します。
- ・ 減免の対象となるのは保育料に限ります。
- ・ 減免期間について、減免判定の基とする課税年度は、7月分から切り替えます。
そのため、減免申請書は年度内に2回提出する必要があります。

■よくある質問

■入所申込に関すること

Q1：保育園用に準備した就労証明書の写しを、放課後児童クラブ申込時に提出しても大丈夫か。

A1：可能です。ただし、提出に当たっては本しおりを確認して必要な書類をご準備ください。

Q2：選考の際に、残業時間は考慮されるか。

A2：残業時間は考慮されません。雇用契約上の労働時間で審査します。

Q3：転居先の住所で申込みは可能か。

A3：転居予定の住所で申込みは可能です。

その際、賃貸契約書や土地契約書等、転居後住所のわかる書類の写しを併せてご提出ください。

Q4：入所申込後に転居になったが、どのような手続きが必要か。

A4：同一学区内へ転居→申込み先の児童クラブに直接ご報告ください。

学区が変わる場合→「3. 放課後児童クラブの実施場所」の対応小をご確認いただき、受入れができない学区へ転居する場合は申請を取下げ、転居後の小学校対応クラブにお申し込みください。

Q5：学区外の児童クラブに申込みはできるか。

A5：申込みは、原則として通学する小学校を受け入れているクラブに限られます。(6・7P参照)

Q6：クラブの併願はできるか。

A6：併願はできません。保留になった場合、学区に対応した別のクラブに空きがあれば案内をします。

Q7：育休中はクラブの利用ができるか。

A7：育休中はクラブの利用ができません。入所後、育休を取得する場合は退所していただきます。

Q8：現在育休を取得しているが、4月1日からの放課後児童クラブ当初申込はできるか。

A8：職場復帰のタイミングによります。4月1日からの入所申込の場合、5月15日までに職場復帰することが条件です。それ以降に復帰する場合は、5月以降の入所申込となります。

ただし、クラブの利用ができるのは就労等、保育ができない日に限ります。

Q9：4月から働き方が変更になる予定だが、就労証明書はどの時点の就労状況で記載すればよいか。

A9：固定就労の方は、4月からの見込みの雇用契約内容で記載ができる場合に限り、変更後の就労状況で記載してください。記載ができない場合は、直近の就労状況で審査します。

シフト勤務等の変則就労の方は、点数算出に用いる就労時間の確定が困難なことから、直近の就労状況で審査するため、直近3か月の勤務実績を記載してください。

Q10：夜勤の場合の取扱いはどうなのか。

A10：日数は、勤務時間が8時間以上で日を跨ぐ勤務の場合は2日として計算します。

その際の時間計算については、宿泊する日は18時30分終業、明けの日は終業時間+通勤時間+睡眠時間(7時間)として取扱います。

Q11：在宅勤務だが申込は可能か。

A11：申込み可能です。ただし、通勤時間は0分として取扱います。

Q12：就労証明書の準備が間に合わない場合も提出は可能か。

A12：受付られません。申込みに必要な書類を全て揃えてからご提出ください。

Q13：内定状態で就労証明書の交付が受けられないが、どうしたらよいか。

A13：4月からの働き方の見込みを「誓約書」に記載してご提出ください。

その際、雇用契約書や募集要項や求人情報等があれば一緒にご提出ください。

後日、交付を受けられるようになったタイミングで就労証明書をご提出ください。

(誓約書の内容と大きく乖離している場合、入所取消しになる場合もあります。)

Q14：入所申込は郵送でも可能か。

A14：書類の確認等がありますので、直接クラブに持参して提出してください。

県外在住、疾病等により外出が困難な場合に限り郵送での提出を認めることはありますが、**期限内必着（11月25日（月）18時30分まで）**とさせていただきます。

■入所決定後のこと

Q15：入所申込み後、世帯の状況や就労状況が変わったが、何か手続きはあるか。

A15：住所、世帯構成、勤務先や勤務時間等に変更が生じた際は、速やかにクラブに届出てください。

Q16：児童クラブに入所（退所）したことは、学校に報告したほうがいいか。

A16：どちらの場合も、必ず担任の先生に報告してください。

Q17：勉強の指導はしてくれるのか。

A17：原則として、宿題等の学習指導はいたしません。自主的に行うことは差し支えありません。

■入所の取り消しについて

クラブの運営に著しい支障が生じる際には、クラブの入所を取消す場合があります。

あらかじめご了承ください。

■入所を取消す事例

- ・申請書類に虚偽の記載があった場合
- ・他人に危害を加えるような行動が頻繁に見られる等、児童が**集団行動に適さない場合**
- ・連絡のないまま欠席が続いた場合
- ・保育料の滞納が続いた場合
- ・既定の時間を過ぎてから児童をお迎えに来る回数が著しく多い場合
- ・クラブや支援員に対して**社会通念上不当な要求を繰り返す**など、クラブの運営に支障をきたす場合